

安曇野パラグライダークラブ会則（案）

第1条（名称）

本会は、安曇野パラグライダークラブ(安曇野パラ)(AZPC)と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所を、会長宅に置く。

第3条（目的）

本会は、パラグライダーを通じて会員相互の親睦とパラグライダーの発展に寄与することを目的とし、事業としてエリアの整備、大会や講習会などを開催する。

第4条（会員資格）

パラグライダーの愛好者であれば技能証の区分なく、入会資格を有する。会員の義務は次の通りとする。

第1項 長野県ハング・パラグライディング連盟の会員、あるいはいずれかの県のハング・パラグライディング連盟に所属していること。

第2項 会費を定められた期間内に納めること。

第3項 会の諸活動に積極的に参加すること。

第5条（会費）

第1項 会員は次の会費を納めなければならない。

[1] 入会金 1,000 円

[2] 年会費 3,000 円

第2項 会費の納入は毎月11月とし、その月末を納入期限とする。

第3項 新規入会時の年会費は、上記年会費を12カ月で割った金額に11月末までの残月数を掛け、百円未満を切り捨てた額とする。

第6条（退会・休会）

第1項 会員は本人の自由意思により、本会への連絡を以って退会することができる。

第2項 会員は事情により活動できない場合は休会することができる。休会中の会費は年額1,000円とする。

第3項 会員が次の各項に該当する場合、役員会の議決により退会を命ずることがある。

[1] 会則に反する行動及び、クラブの名誉を損ねる行動があった場合。

[2] 会費の納入の意思がなく、1年以上未納の場合。

第7条（役員）

第1項 本会は、下記の役員を置く。但し、役員の兼任は妨げない。

会長1名、副会長2名以内、会計1名、事務局1名、監事1名、委員数名

第2項 役員は、総会において会員より選出し、任期は1年とする。但し再任・兼任は妨げない。

第3項 役員はその任期が終了後も、後任者との引継が完了するまで、その任にあたるものとする。

第4項 役員の役目

- [1] 会長は本会の代表者であり、会全体を統括する。
- [2] 副会長は会長を補佐し、会の業務を遂行する。
- [3] 事務局は広報連絡業務を行う。
- [4] 会計は会計業務及び財産の管理を行う。
- [5] 監事は会計監査を行う。

第8条（会議）

第1項 本会の会議は次の通りとする。

- [1] 総会は毎年1回行い、決算報告、役員の選出及び、行事計画等について決議する。
- [2] 役員会は必要に応じて会長が招集し、提案された議案について協議し、決議する。
- [3] 臨時総会は必要に応じて会長が招集し、提案された議案について協議し、決議する。

第2項 総会での決議は、総会出席者の過半数の同意を得なければならない。

第3項 役員会の決議は、役員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9条（財源）

第1項 本会の財源は、会費その他の収入を以って充てる。

第2項 本会の会計年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。

第10条（変更）

この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更できる。

付則 この会則は平成24年 月 日から施行する。